

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

(あて先) 姫路市長

提出者

住 所 大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大鉄工業株式会社 土木支店

取締役兼常務執行役員支店長

大川 重弘

電話番号

06-6305-2910

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称

大鉄工業株式会社 土木支店

事 業 場 の 所 在 地

大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F

計 画 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類

06.総合工事業

② 事 業 の 規 模

1, 697百万円

③ 従 業 員 数

246人

④ 産業廃棄物の一連
の処理の工程

・がれき類(コンクリート及びアスファルト等) →再生処理業者に委託して、再生砕石等として再資源化。
・建設汚泥 →再生所事業者にて委託して再資源化。
・木くず・紙くず及び生木 →再資源化を行っている中間処理業者に委託する

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- (管理体制図)
・別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・余剰材の引き取り		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、金属については分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、紙くず、木くず及び廃プラスチックについても分別を実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・これまで通り再生処理業者に委託		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・これまで通り再生処理業者に委託		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・これまで通り再生処理業者に委託		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・委託処理業者の現地確認を実施している。 ・再生利用が可能な廃棄物は、再生利用業者及び再資源化を行っている中間処理業者に委託している。		

(第5面)

②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者及び再生処理業者から選定する。 ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な運搬業者及び処理業者から選定する。 ・再資源化及び熱回収を行っている中間処理業者に委託する。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 一覧表

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
実績：前年度（令和 5 年度）実績量
目標：今年度（令和 6 年度）目標量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
コンクリートガラ	874.190	355.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	874.190	355.000	15.190	6.169	874.190	355.000	0.000	0.000	0.000	0.000
アスファルトガラ	167.410	100.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	167.410	100.000	3.410	2.037	167.410	100.000	0.000	0.000	0.000	0.000
その他がれき	355.270	10.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	355.270	10.000	9.270	0.261	355.270	10.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガラスくず陶磁器くず	33.740	10.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	33.740	10.000	0.000	0.000	33.740	10.000	0.000	0.000	0.000	0.000
建設汚泥	112.000	—	0.000	—	0.000	—	0.000	—	0.000	—	112.000	—	0.000	—	112.000	—	0.000	—	0.000	—
紙くず	5.550	15.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	5.550	15.000	5.550	15.000	5.550	15.000	0.000	0.000	0.000	0.000
木くず	21.705	24.500	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	21.705	24.500	21.705	24.500	21.705	24.500	0.000	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック	8.138	18.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	8.138	18.000	8.138	18.000	8.138	18.000	0.000	0.000	0.000	0.000
安定型混合廃棄物	2.340	12.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2.340	12.000	4.420	22.667	2.340	12.000	0.000	0.000	0.000	0.000
管理型混合物	22.880	5.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	22.880	5.000	20.800	4.545	22.880	5.000	0.000	0.000	0.000	0.000
生木	2.130	—	0.000	—	0.000	—	0.000	—	0.000	—	2.130	—	1.650	—	2.130	—	0.000	—	0.000	—
合計	1605.353	549.5	0	0	0	0	0	0	0	0	1605.353	549.5	90.133	93.178475	1605.353	549.5	0	0	0	0